

**区分：Ⅲ**

場所	発電所構内（屋外）	
件名	発電所構内（屋外）における病人の発生について	
不適合の概要	<p>2015 年 7 月 27 日午後 2 時頃、発電所構内（屋外）において交通誘導を実施していた協力企業作業員が体調不良のために事務所にて休憩しておりましたが、その後も回復しなかったことから業務車にて病院へ搬送しました。</p> <p>なお、当該作業員に意識はありました。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p>&lt;安全上の重要度&gt;</p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他</u></p>	<p>&lt;損傷の程度&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>診察を受けた結果、軽度の熱中症と診断され点滴を受けました。</p> <p>当該作業においては、熱中症対策としてこまめな休憩や水分補給を行っていましたが、今後とも当社社員および協力企業の方々へ作業開始前の体調確認や、休憩、適度な水分および塩分等のミネラル補給を心がけるよう、あらためて注意喚起を行います。</p>	

発電所構内（屋外）における病人の発生について



柏崎刈羽原子力発電所 屋外